

令和4年10月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月7日(金) 午後2時08分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 議案第5号 下限面積(別段面積)の設定について
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(24名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(0名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 開会前ですが、元農業委員会の会長でありました、「福永 努」氏が先月、お亡くなりになりました。

福永氏は、第21代会長として、平成18年7月から3年間、会長を務められました。

改めて、故人を忍び、ご冥福をお祈りいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○会長 総会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

10月に入り、めっきりと秋の気配を感じる季節となりました。

収穫の秋を迎え、今年は、台風の被害は少なかったようでしたが、稲の穫り入れ前の豪雨で収穫の時期に影響するなど、今後の作況指数の発表が気になるところです。

このような中、小郡市農業委員会定例総会を開催いたしましたところ、ご参集頂き厚くお礼申し上げます。

本日は、議案5件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。

よって、令和4年10月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番 後藤 感二 委員、7番 白水 壽徳 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件

を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、三沢地内の田4筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人の医療法人では農作業を通して、患者・入所者の機能回復やリハビリを行うため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いては了承を頂いておりますが、「法人としての取得面積が大きくなっているため、適正な管理をお願いしたい」との意見が出ています。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成

の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、大板井地内の田1筆です。

特定建築条件付き売買予定地として、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、上・下水道管が埋設されている市道に面するとともに、概ね半径500メートル以内に小郡中央保育園、かなざわ歯科クリニック及び菊池整形外科医院など2以上の教育・医療施設が存するため第三種農地となり、原則、転用ができることとなります。

計画図をご覧ください。一号地から三号地まで書いて有りますように、三区画を分譲していくような計画になっています。

申請地の境界にはコンクリートブロックを設置し、造成する計画となっております。

また、西側市道内に公共上・下水道が存するため、それぞれの区画から、市道内の公共上・下水道管に接続し、利用する計画になっています。

雨水排水についても、西側の市道側溝と集水桝を經由して、最終的には、東側の既設水路へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、山隈地内の畑1筆です。

農家住宅、備考欄に分家住宅と入れておりますように、分家住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の

区域内農地である第1種農地に分類されます。

原則、不許可という所からスタートするんですけども、例外規定に合致します。

今回は、集落接続という例外規定に合致しまして、立地基準を満たすこととなります。

また、土地利用計画平面図に有りますように、境界には、新たにコンクリートブロックを新設する計画となっています。

なお、前面の県道内に公共上・下水道管が存するため、県道の公共上・下水道管に接続する計画となっています。

雨水排水については、最終的には、北側の既設水路へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号3は、小郡地内の田1筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請されたものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、東側の市道に公共上・下水道管が埋設されているとともに、概ね半径500メートル以内に市立小郡幼稚園、山下泌尿器科医院及びかわち医院など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地に分類され、原則、転用ができることとなります。

また、土地利用計画平面図に有りますように、境界にコンクリートブロックを新設する計画となっています。

なお、東側の市道内に公共上・下水道管が存するため、市道の公共上・下水道管に接続する計画となっています。

雨水排水については、東側市道へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、議案書3ページ、番号4は、福童地内の田1筆、畑3筆、合計4筆です。

露天駐車場を設置するため、申請されたものです。

位置図をご覧ください。申請地は、西鉄天神大牟田線端間駅から概ね500メートル以内の区域内にある農地となるため、第2種農地に分類されます。

第2種農地ですので代替地の検討が必要となりますが、代替地の検討はなされています。

また、土地利用計画図及び雨水計画図を見ていただきますと、境界にコンクリートブロックを設置することとなっています。

現況、南側が少し下がっているため、南側の方に最大40センチメートル程、盛土をして、北側の方に勾配を付けるような造成計画です。

雨水排水については、溜桝を経由して、最終的に北側の市道側溝へ排水する計画となっています。

なお、この案件については、先月の総会でお話ししましたように、申請者は関係者と協議を重ねられたようですが、水利関係承諾が得られなかったとのことでしたが、(水利承諾は)農地法上の必須条件ではなかったため、受付を行っています。

この件については、先月の総会において「地区会議」での再審議が議決されました。

このため、9月28日の小郡地区会議に東福童区長の出席を要請し、この案件の事情をお聞きしたところです。

区長のお話しでは、「業者から計画の話があったが、以前から雨が降ると水が溜まる場所なので、計画同意については、周辺住民(4軒)への説明と同意を取るよう」に依頼をしたとのことでした。

区長の立場上、区民が困ることには同意できないとのことでした。

また、区長からは「転用許可をするのはいいが、最終的には地形的に低い今朝丸や福童にしわ寄せがくる」との話もありました。

今回の案件につきましては、先程の4軒の方々と区長がお話をされたようで、「4軒の方からの同意は得ている」との発言もいただいております。

そういうことを踏まえて、再度、本日の総会で審議をお願いしたいと思っております。

以上、番号1から番号4まで、先月開催しました、地区会議におきまして、了承を頂いております。

なお、小郡地区会議において、議案審議する中で、「開発・転用に伴い、今後、排水の話は重要な課題となることを踏まえて、委員会としても何らかの意思表示をすべきではないのか」との意見が有りました。その他の地区においても関係するものだと思いますので、委員会としてどのようなことができるのかご検討いただきたいとの話しが出ておりましたので、併せてご説明しておきます。

以上で、説明を終わります。

○議席番号22番委員 ちょっといいですか。

○議長 はい、委員。

○議席番号22番委員 さっきの話、もう少し、具体的に経過を説明してもらえんですか。

福童地区の話は、もう少し、経過を説明していただけないでしょうか。事務局の方に。区長だけの権限で、出来る出来ないは持ってこんで、区議員会とかで、そういうあれで、印鑑もらってこいとか、何か取り決めをしたらどうですか。

○議長 事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、地区会議の内容でございますので、小郡地区会議の主催の方にご説明をいただくところですが、主催である、委員の方からご了解を頂いておりますので、私の方から説明をさせていただきます。先程、担当の方が説明した内容と重複するかと思いますが、その点は、ご了承をお願いいたします。

9月総会において、福童地内における露天駐車場の設置を目的とした農地法第5条の案件について、「地区会議」での再審議が議決されました。

課題として、「水利関係承諾書」について、申請者は、「関係者と協議を重ねたとのことでしたが、区長から、以前からの冠水問題により、地元としては、承諾しかねる」とのことでした。

したがって、小郡地区の委員としては、区長から、事情をお聞きするしかないものと判断し、事情を聴取することといたしました。

このため、9月28日の小郡地区会議に区長の出席を要請し、この案件の事情をお聞きしたところです。

区長のお話しでは、「業者から計画の話があったが、以前から雨が降ると水が溜まる場所なので、計画同意については、周辺住民4軒への説明と同意を取るよう」に依頼をしたとのことでした。

また、「区長の立場上、区民が困ることには同意できない」とのことでした。

委員からは、排水の課題は、何が原因かはっきりしないのではないのか、今回の申請地の西側については、既に排水承諾も得て、転用許可

が下りているが、そこの整合性は有るのか、との意見が出されました。

これに対し、区長からは「雨の降り方が変わったことや県道のバイパスが出来たからではないのか」とか、「転用許可をするのはいいが、最終的には地形的に低い今朝丸や福童にしわ寄せがくる」との指摘もありました。

また、「業者はそれ以降、来なかったため、区長として、4軒について、確認をとったところ、そういった計画が有るならば、同意しなければ『仕方ない』との返事をもらっている。」との発言がありました。

以上のことで、区長からの事情の聴取を終わり、地区会議においては、「同意すべき」ものとして、意見の一致をみたところでは、

なお、審議の中で、「開発・転用に伴い、今後、排水の話は重要な課題となるため、地区会議だけでなく、委員会としても何らかの意思表示をすべきではないのか」との意見も聞かれました。

以上、小郡地区会議の概要を報告いたします。

○議長 よろしいでしょうか。

○事務局長 議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 委員の方から、「区」内での取り決めというか、ルール作りについて提案が有ったと思います。

この点については、実は、開発・転用の関係で、県の方から書類を求められておりますのは、排水承諾の添付ということですね。

ですので、実際、業者を区長の方へ行かせましたのは、この地区で、こういう転用の案件が有ります、ということを知ってもらおうということが、区長さんへの第1の目的です。

区の内容を一番把握されている区長さんが、こういうような転用の案件が有った、ということを知らなかったというわけにはいきませんので、そういう認識を持ってもらうという意味で、事務局の方としては、区長の方に、業者の方に行ってもらったというのが、本筋です。

あくまでも、排水同意を得るための手続き上の、区長へのごあいさつというか、説明の事項です。それ以降、区長がどのような反応

をされるというのは、区の中の話ということになりますので、委員会の方が、そこまで踏み込んで、お話し、調整をするということは、基本的に無いということになります。

また、排水承諾については、先般から疑念が有っておりますように、県の方は、書類を求めておりますけれども、何度もお話ししましたように、必須条件では無いという所も有りまして、これ以上の進展が見込めないというところで、先月の議案の審査をお願いしたところです。

それを踏まえて、地区会議の方で、区長の事情を聞かせてもらうという形を取ったところです。今後、同じようなことが無いように、出来る限り、事務局の方としても、申請者側の方に対応して行きたいと考えております。

皆様のご理解をよろしく、お願いいたします。

○議長 よろしいでしょうか。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

また、第2分科会においても、小郡地区から有った「排水の問題」について、検討を行い、農業委員会としての全体の意見や意見交換や意見書もしくは、意思表示等の話し合いを検討していただきたいとの意見の一致をみしましたので、今後、全体での検討をよろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 原案の採決を採る前に、第2分科会から提案の有った意見に

については、議長としては、役員会（3つの分科会長、女性委員の代表及び会長、会長代理で構成された会議）で一度協議して、内容を検討するとしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（質問、意見なし）

○議長 特に、異議が無いようですので、役員会での協議を行いたいと思います。

○議長 それでは、第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可相当とし、意見書を付け、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。それでは、事務局からの提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、平方地内の田1筆、畑1筆及び光行地内の田1筆、合計3筆です。

（面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明）

離農のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

（位置図により場所の説明）

番号2は、下岩田地内の畑1筆、稲吉地内の田1筆、合計2筆です。

（面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明）

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

（位置図により場所の説明）

次に、番号3は、上西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

念のため、ご説明させていただきますと、元々、ハウスが上物として有りまして、〇〇〇万円程度でという話が有りました。

但し、このあっせん売買というのが、上物は加味しない、土地だけの売買ということになっておりますので、推進機構の方から指摘を受けまして、売主、買主の方に確認をさせていただいたところ、土地代金のみ△△△万円ということをお願いしたいとのことで、申し出がありましたので、この価格となっております。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、1件の提案理由の説明をいたします。

本来、11月に諮るべき案件ですが、農業者年金のため、再設定を行うことから、今月の審査となっているところです。

議案書5ページをご覧ください。

番号1は、平方地内の畑2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

以上、1件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

これで、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定について、ご説明いたします。

この件につきましては、先月末開催しました地区会議において説明をいたしておりましたが、再度ご説明いたします。

本議案で、ご審議いただきます「下限面積」とは、農地の有効利用を図るため、効率的かつ安定的な農業を営む者に対して、農地の利用を集積することが重要であるとして、農地の権利取得に際して、権利取得後の経営面積が原則50アール以上となるよう、農地法第3条第2項第5号により、下限面積要件が定められています。

また、下限面積の特例措置として、省令の定める基準により、地域の実情に応じて、より小さい「別段の面積」を定めることができるとされています。

今回、お諮りをするこの下限面積は、毎年、この時期にご審議をいただいておりますが、今回も、引き続き、「別段の面積」を設定させていただきたく、審議をお願いするものです。

まず、(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、農地法施行規則第17条第1項第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内、つまり小郡市全域ですけれども、ここで定めようとする面積未滿の農地を耕作している者の数がおおむね百分の四十、つまり、40パーセントを下らないように算定されるものであること、とされています。

資料として、議案書8ページをご覧ください。2020年農林業センサスをつけています。(1)の「理由」の欄に書いていますが、管内農家の40パーセントの経営耕地の規模は1.0ヘクタールから1.5ヘクタールの範囲ということになります。したがって、施行規則による別段の面積の変更

では基準が上がるため変更は行わないこととするものです。

次に、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、農地法施行規則第17条第2項第1号では、設定区域が本市における農地の利用の現況及び将来の見通し等から、新規就農を促進するために適当と認める面積を設定することができるかとされております。

その基準では、当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き、耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在することとなりますが、本市の現状では、利用状況調査等の結果、遊休農地率は0.1パーセントと低い現状ではあるものの、後継者がおられず、空き家になった農家が持つ農地等については、将来的に、遊休農地化する傾向にあるものと思われまます。

したがって、理由の欄に記載していますように、定住促進策として導入された「空き家バンク」に登録された空き家に付属した農地に限っては、耕作放棄地の発生防止・解消、新たな担い手の確保を図る観点から、新規就農を促進するために新たな「別段の面積」として、引き続き1アールを設定したいと、考えております。

また、但し書きにありますように、取得しようとする面積がこれを下回った場合におきましても、これを1アールとみなす旨の条文を入れ、最大限の優遇措置を講じているところです。

以上のことから、小郡市では、農地法施行規則第17条第1項で適用する下限面積は50アール、同条第2項で適用する下限面積は1アールで行いたいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、下限面積、別段の面積の設定について、第3分科会において、事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。

何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1は、平方地内の田1筆、畑1筆及び光行地内の田1筆、合計3筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、番号2は、八坂地内の田1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、7件の報告をいたします。

番号1は、大保地内の畑2筆です。

敷地拡張及び道路とするため、届出が提出されたものです。

番号2は、小郡地内の畑1筆です。

一般個人住宅の建築のため、届出が提出されたものです。

番号3は、大板井地内の畑1筆です。

露天駐車場にするため、届出が提出されたものです。

議案書の14ページ、番号4から番号6までは同一の案件となります

ので、併せて、説明いたします。

福童地内の田7筆です。合計面積が6,288.91平方メートルとなります。戸建て住宅の分譲のため、届出が提出されたものです。

番号7は、津古地内の田1筆です。

戸建て住宅を分譲するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年10月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年10月7日(金) 午後 2時58分閉会